

## 中国最新法令＜速報＞

※月2回発行

2025年1月10日号(No.431)

### 「資金洗浄防止法(2024年改正)」、「エネルギー法」

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.morihamada.com/>

本号編集責任者:小野寺 良文

## I.重要法令等の解説

### 1.「資金洗浄防止法(2024年改正)」<sup>1</sup>

全国人民代表大会常務委員会 2024年11月8日公布、2025年1月1日施行

執筆担当:吉 佳宜、五十嵐 充

「資金洗浄防止法(2024年改正)」(以下「本法」という。)は、2021年から順次公表された改正草案意見募集稿を含め三つの修正草案を経て、ついに2024年11月8日に公布された。本法は2025年1月1日に施行された。

今回の改正は2007年1月1日に施行された「資金洗浄防止法」(以下「旧法」という。)を全面的に改正したものであり、国際情勢及び中国国内の金融環境の変化に応じて、リスクベース・アプローチによる監督のもとで、法律の適用対象・範囲の拡大、資金洗浄防止の監督管理の強化、資金洗浄防止義務の明確化・詳細化、処罰の強化等を中心に、大幅な改正を行ったものである。

今回の改正により、金融機関だけでなく、特定の非金融機関や一般の企業及び個人も資金洗浄防止の関連義務を負うこととなる。そのため、関連主体のコンプライアンスコストの増加は避けられないと予測される。また、資金洗浄防止に関する実務上の取扱いが大きく変わる可能性もあるため、今後も引き続き実務上の動向に注目し続ける必要がある。

#### (1)対象犯罪・適用範囲(域外適用)

##### ア 対象犯罪

本法が適用される「資金洗浄防止」の対象犯罪は、旧法で定められた「薬物犯罪、反社会的性質の組織

<sup>1</sup> 原文「中华人民共和国反洗钱法（2024年修订）」

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

犯罪、テロ活動犯罪、密輸犯罪、汚職贈賄犯罪、金融管理秩序破壊犯罪、金融詐欺犯罪」等の7つの犯罪の予防から、あらゆる種類の犯罪の予防まで拡大し、さらにテロ資金供与の予防も含まれるようになった(2条)。

イ 適用範囲(域外適用)

中国国外における資金洗浄及びテロ資金供与活動が、中国の主権及び安全に危害を及ぼし、中国の公民、法人及びその他の組織の合法的権益を侵害し、又は中国国内の金融秩序を攪乱した場合に、本法が域外適用されることが明確にされた(12条)。

(2)金融機関及び特定の非金融機関が負う資金洗浄防止義務

ア 主体の拡大と明確化

本法は、下表のとおり、資金洗浄義務を負う①金融機関の範囲を拡大し、かつ、旧法では明確でなかった②特定の非金融機関の定義を明確にした。

義務主体	旧法規定	本法規定
金融機関	政策銀行、商業銀行、信用合作社、郵政貯蓄機構、信託投資会社、証券会社、先物取次会社、保険会社及び国务院の資金洗浄防止行政主管部門が確定しかつ公布する金融業務に従事するその他の機構 (旧法 34 条)	(1) 銀行業金融機関、証券基金先物業金融機関、保険業金融機関、信託業金融機関 (2) 非銀行支払機関 (3) 国务院の資金洗浄防止行政主管部門が確定しかつ公布するその他の金融業務に従事する機構 (本法 63 条)
特定の非金融機関	定義なし <sup>2</sup>	(1) 不動産販売、不動産売買の取次サービスを提供する不動産開発企業又は不動産仲介機構 (2) 顧客の委託を受けて不動産の売買を行い、資金・証券その他の資産を代理管理し、銀行口座・証券口座を代理管理し、企業の設立・運営のための資金調達を行い、営利業務の売買を代理する会計事務所、法律事務所、公証機関

<sup>2</sup> 「中国人民銀行弁公庁による特定の非金融機関の資金洗浄監督管理業務の強化に関する通知」(2018年7月13日公布・施行)では特定の非金融機関の定義が示されているが、本法は、会社の設立・経営・管理に係るサービスを提供する「会社サービスプロバイダ」の削除や宝石現物取引業者の追加等、特定の非金融機関の範囲を調整し、法律レベルで定義を明確にした。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

		<p>(3) 一定金額<sup>3</sup>以上の貴金属・宝石のスポット取引を行う業者</p> <p>(4) 資金洗浄リスクの状況に応じて、国務院の資金洗浄防止行政主管部門が国務院の関連部門と連携して確定するその他の資金洗浄防止義務を履行する必要がある機構</p> <p>(本法 36 条)</p>
--	--	--

## イ 資金洗浄防止義務

旧法では、資金洗浄防止義務は金融機関が負うものとされており、特定の非金融機関が資金洗浄防止に関してどのような義務を負うかについては明確な規定がなかった。

本法では、特定の非金融機関が所定の特定業務を行う場合、金融機関による資金洗浄防止義務の履行に関する規定を参照し、業種の特徴、経営規模、資金洗浄リスクの状況等に応じて資金洗浄防止義務を履行しなければならないと明確に定められた(42 条)。これにより、特定の非金融機関は金融機関とほぼ同レベルの義務を負うことが求められる<sup>4</sup>。

また、資金洗浄防止義務の主な改正点について、以下、詳述する。

### (ア) 内部統制制度の具体化

内部統制制度の構築義務について、本法は、旧法上の資金洗浄防止専門機構の設立又は資金洗浄防止業務を担当する内設機構の指定を求めるほか、適切な人員の配置、資金洗浄防止のための研修及び宣伝の実施、資金洗浄リスクの定期的な評価及び対応するリスク管理制度の制定、監査による内部統制制度の効果的な実施の監督等を挙げている(27 条)。

### (イ) カスタマー・デューディリジェンス制度の確立

本法は、旧法上の「顧客身分識別制度」<sup>5</sup>の構築義務を廃止し、代わりに「カスタマー・デューディリジェンス制度」の構築義務を定めた(28 条)。

カスタマー・デューディリジェンス制度においては、顧客及びその受益所有者(下記(4)を参照)の身元を識別し、合理的な措置を講じて確認すること、顧客が業務関係を構築し取引を行う目的を把握することが含まれる。資金洗浄リスクが高い場合には、関連資金の出所及び用途を把握することも求められて

<sup>3</sup> 現時点で明確にされていない。

<sup>4</sup> 具体的なルールについて、国務院の資金洗浄防止行政主管部門が国務院の特定の非金融機関主管部門と連携して、又は国務院の特定の非金融機関主管部門が自ら、特定の非金融機関資金洗浄防止管理規定を制定することが定められている(15 条 1 項)。

<sup>5</sup> 顧客と業務関係を確立し、又は顧客のために規定の金額以上の現金送金、現金両替、手形支払等の一回限りの金融サービスを提供する場合は、顧客に真実かつ有効な身分証明書又はその他の身分証明書の提示を求め、これを照合したうえで、記録する等。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

いる(29条2項)。また、顧客との業務関係が存続する期間において、顧客の全体状況及び取引状況を継続的に注視し、評価し、顧客の資金洗浄リスクを把握することが求められており、資金洗浄リスクが高い場合には、必要に応じて取引の方法、金額又は頻度、提供業務の種類を制限し、業務提供を拒否し、業務関係を終了する等の資金洗浄リスク管理措置を講じることが認められている(30条1項)。加えて、金融機関がカスタマー・デューデリジエンスを行う際に顧客の身元等の情報を照会することができる行政部門の範囲は、旧法上の公安、市場監督管理部門から、資金洗浄防止行政主管部門、民政、税務、移民管理、電信管理等の部門まで拡大されたため、部門間の提携や情報共有機能が大幅に強化されると考えられる(33条)。

### (3)一般企業及び個人が負う資金洗浄防止協力義務

本法では、上記①金融機関及び②特定の非金融機関以外の一般企業及び個人の義務も明記された。すなわち、企業及び個人は、資金洗浄活動に従事し、又は資金洗浄活動のために便宜を供与してはならず、また、金融機関及び特定の非金融機関によるカスタマー・デューデリジエンスに協力しなければならないことが求められる(10条)。

また、本法は、一般企業及び個人が負う義務として資金洗浄防止特別予防措置の構築を定めた(40条)。具体的には、いかなる企業及び個人も、①国家反テロリズム業務指導機構が認定し、かつ当該機構が公告したテロ活動組織及びテロリストのリスト、②外交部が公布した国連安全保障理事会決議の通知に基づくターゲット金融制裁の対象となる組織及び人員のリスト、③国務院の資金洗浄防止行政主管部門が認定し、又は国務院の関連機関と共同で認定した、重大な資金洗浄リスクがあり、措置を講じない場合に重大な結果をもたらす可能性のある組織及び人員のリストに載せられた対象、及びその代理人、その指図を受ける組織及び人員、その直接又は間接的に支配されている組織に対して、金融等のサービス又は資金資産の提供を直ちに停止し、関連資金資産の移転を直ちに制限することを含む資金洗浄防止特別予防措置を講じなければならないとされた。

### (4)受益所有者情報管理制度の新設

本法は、「受益所有者」に関する情報管理制度を新設した(19条1項)。

具体的には、法人又は非法人組織は「受益所有者」情報を遅滞なく更新・保存し、登記機関に適時に「受益所有者」情報を提出・更新しなければならない、国務院の資金洗浄防止行政主管部門と登記機関は、「受益所有者」情報を管理しなければならない(19条2項)。資金洗浄防止行政主管部門及び関連部門は、法に従って「受益所有者」情報を使用することができ、金融機関及び特定の非金融機関は、資金洗浄防止義務の履行に当たり、「受益所有者」情報を照会・確認しなければならない、「受益所有者」情報の誤り、不一致、不完全性を発見した場合は、フィードバックしなければならない(19条3項)。

なお、本法にいう「受益所有者」<sup>6</sup>とは、法人、非法人組織を最終的に保有し、もしくは実質的に支配し、又は法人、非法人組織の最終的な収益を享受する自然人と定義されている。ただし、具体的な認定基準は国务院の資金洗浄防止行政主管部門が関連部門と共同で規定するものとされている(19条4項)。

### (5) 法的責任

本法は、行政処罰の適用範囲を拡大し、関連行為に対する罰則を強化した(6章)。

すなわち、旧法では、資金洗浄防止の関連主管部門や金融機関のみが処罰対象となっているが、本法では、特定の非金融機関や一般の企業及び個人が本法に違反した場合も処罰対象となる(58条～60条)。また、金融機関が本法に違反した結果、犯罪所得及び収益を隠蔽し、瞞着し、又はテロ資金供与の結果を生じさせた場合、①関連する金額が1,000万人民元未満の場合は50万人民元以上1,000万人民元以下の過料に処され、②関連する金額が1,000万人民元以上の場合は関連する金額の20%以上2倍以下の過料に処される可能性があり、過料の上限額が旧法の500万人民元より大幅に引き上げられた(55条)。

### (6) その他

上記以外にも、本法は、資金洗浄防止措置の適切性(4条、29条)、資金洗浄防止の情報安全保護(7条、19条、37条)、資金洗浄リスク管理措置に異議がある企業及び個人による異議申立権・訴訟提起権(39条)や、資金洗浄防止に関する国際協力(5章)等も規定している。

(全65条)

<sup>6</sup> 中国人民銀行と国家市場監督管理総局が2024年11月1日に施行した「受益所有者情報管理規則」([本ニュースレターNo.422 \(2024年5月24日発行\)](#)参照。)でも「受益所有者」の定義があり、本法で定められているものと基本的に一致している。今後の資金洗浄防止分野での金融機関と登記機関との連携は注目に値する。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

## 2. 「エネルギー法」<sup>7</sup>

全国人民代表大会常務委員会 2024年11月8日公布、2025年1月1日施行

執筆担当: 胡 勤芳、水本 真矢

2025年1月1日より、エネルギー法が施行された。中国のエネルギー法は2006年に起草委員会が設立されてから断続的に法案の見直しが行われていたが、この度約20年を経て正式に施行されることとなった。

エネルギー法の目的は、エネルギーの高品質な発展の推進、エネルギー安全保障、カーボンピークアウト・カーボンニュートラルに向けた低炭素かつ持続可能な発展の促進の3点にあるとされ、多面的な性格を持つ。

日本企業の観点からは、エネルギーの供給不足など緊急事態が発生した場合の対応やエネルギー安全保障に関する規定が注目される。

### (1) 本法の対象

本法の対象となる「エネルギー」とは、「直接又は加工、変換を通じて有用なエネルギーを得るための各資源」をいい、石炭、石油、天然ガス、原子力エネルギー、水力・風力・太陽光エネルギー、バイオマスエネルギー、地熱エネルギー、海洋エネルギー、電力、熱力、水素エネルギー等が含まれるとされ(2条)、エネルギー全般が対象となる。

### (2) カーボンピークアウト・カーボンニュートラルに向けた発展の促進

本法は、中国政府が掲げる2030年カーボンピークアウト、2060年カーボンニュートラルの実現に向けたエネルギー施策を定める。

まず、本法は、方針として、再生可能エネルギーの優先的な開発・利用を支援し、非化石燃料の消費割合を向上させるとしている(22条)。

そのために、風力・太陽光エネルギー(25条)、バイオマス・海洋・地熱エネルギー(26条)、原子力エネルギー(27条)、水素エネルギー(33条)の積極的な発展を規定するが、他方、水力発電については生態系への影響等もあることから、厳密にコントロールするものとされ(24条)、また、石炭、石油、天然ガス等の化石燃料を用いた発電もクリーン技術を推進しつつ、引き続き開発するものとされている(28~30条)。

<sup>7</sup> 原文「能源法」

なお、2021年11月14日に意見募集稿が公表されていた。意見募集稿については、[本ニュースレターNo.365\(2021年12月10日発行\)](#)参照。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

## (3) エネルギーの安定供給

本法では、電力、ガス、熱などのエネルギー供給を担う企業は、法令に従って、営業地域内の利用者が安全で、持続的に、信頼できるエネルギー供給サービスを得ることを保障し、法律又は約定の事由がない限りエネルギー供給サービスを拒否又は中断してはならず、また、無断で価格を上げたり、違法に料金を徴収したり、供給数量を減少したり、購入数量を制限したりしてはならないとされている(36条)。本条に違反した場合は行政罰が課されるなど(70条)、エネルギーの安定供給が目指されている。

## (4) エネルギーの供給不足等緊急事態が生じた場合の措置

本法では、エネルギー供給の深刻な不足や供給の中断等エネルギー供給に関して緊急事態が発生した場合<sup>8</sup>、人民政府は実際の状況及び必要に応じて、以下の応急措置を取ることができるとされている(54条)。

- ① エネルギー需給等の関連情報を配信する
- ② エネルギー生産、輸送、供給の緊急スケジュールを策定し又はエネルギー生産、輸送、供給を直接編成する
- ③ 関連エネルギー製品、エネルギー貯蔵施設、輸送手段及びエネルギー供給を保障する他の資材を調達する
- ④ 価格介入措置及び価格緊急措置を実施する
- ⑤ 貯蔵エネルギーを投入する
- ⑥ エネルギー供給保障の順序に従ってエネルギー供給を組織的に実施する
- ⑦ その他必要な措置を実施する

この場合、エネルギー企業や利用者その他の関連機関及び個人は、人民政府の統一の指揮に従い、規定に従って相応のエネルギー応急義務を負い、応急措置を組み合わせることで採用し、エネルギー市場の秩序を維持することを補助するものとされている(55条)。

なお、人民政府は緊急状態が解消された後、応急措置の実施を直ちに終了すべきとされている。

## (5) 外国の制裁措置の対処

本法では、いかなる国家又は地域が再生可能エネルギー産業又はその他のエネルギー分野において中国に対して差別的な禁止、制限その他の措置を取る場合、中国は実際の状況に応じてその国家又は地域に対して対応措置を取ることができるとされ(78条)、また、中国のエネルギー安全を害する場合、法律に従って責任を追及するものとされている(79条)。これらの条文は、中国がエネルギー分野で国際的な制裁行為に対して対抗措置を取る場合の法的根拠となる。

(全 80 条)

<sup>8</sup> いかなる場合に緊急事態が発生したと判断されるのかについて基準は示されていない。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

## Ⅱ.注目法令等の紹介

### 1.「標準必須特許独占禁止ガイドライン」<sup>9</sup>

国家市場監督管理総局 2024年11月4日公布、同日施行

執筆担当:柴 巍、塩崎 耕平

本ガイドラインは、標準必須特許(標準の実施に不可欠な特許)の濫用を通じて競争を排除し、制限する行為を防ぐために、事前及び実施中の監督管理措置、標準必須特許の権利者を対象とする良好な慣行、関連する独占合意、市場支配的地位の認定に関する考慮要素等を規定するものであり、関連事業者によるコンプライアンス対応にとって参考になるとと思われる。

事前及び実施中の監督管理措置について、標準の制定及び実施、パテントプールの管理又は運営、標準必須特許の実施許諾の過程において、標準設定機関、パテントプールの管理・運営機関、標準必須特許の保有者、標準の実施者等の事業者は、競争の排除又は制限のリスクを発見した際に当局に自主報告でき(非強制)、競争排除・制限のおそれがある場合、または独占行為を行う疑いがある場合、当局は、注意喚起、事情聴取・是正などの手段により、事前・事後の監督を強化し、標準設定機関、パテントプールの管理・運営機関、標準必須特許の保有者、標準の実施者等の事業者に対して、改善措置を打ち出し、関連問題の予防・是正に善処するよう求めることができる(5条)。

標準必須特許の権利者を対象とする良好な慣行として、①事業者は、自ら保有している必須特許を適時に完全に開示し、同時に対応する裏付け資料を提供すること(6条)、②標準の作成・改訂に参加する特許権者等は、特許実施許諾に関する宣言を明確に行い、公平、合理、無差別の原則に基づいて、他の事業者が標準の実施において特許を使用することを無償または有償で許諾することに同意すること(7条)、③標準必須特許の権利者と標準実施者は、標準必須特許の実施許諾の料率、数量、期限、使用範囲、地理的範囲などの実施許諾条件について、公正、合理的、無差別的な実施許諾条件に達するよう、両者間で誠意をもって交渉すること(8条)が挙げられている。これらの良好な慣行に従わないことは、必ずしも独占禁止法違反につながるわけではないが、競争の排除や制限のリスクを高める可能性があるとされている。

標準必須特許に関わる独占合意や市場支配的地位の濫用について判断する場合には、独占禁止法、独占合意禁止規定、競争行為を排除または制限するための知的財産権の濫用禁止規定及びその他の関連規定を適用するとし、標準必須特許に関連する独占合意の認定に関する考慮要素について、①標準の制定及び実施の過程における独占合意、②標準必須特許に係るパテントプールに関連する独占合意、③その他の標準必須特許に係る独占合意と、類型ごとに考慮要素を規定するとともに(9~11条)、市場支配的地位の認定に

<sup>9</sup> 原文「違反〈中华人民共和国反壟断法〉实施经营者集中行政处罚裁量权基准(征求意见稿)」

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

関する考慮要素についても、①不公平な高価格により標準必須特許を許諾する場合、②標準必須特許の許諾を拒絶する場合、③標準必須特許に係る抱き合わせ販売と、類型ごとに考慮要素を規定している(13～15条)。

(全19条)

### Ⅲ.その他の法令等一覧

2024年11月5日から2024年12月2日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである(上記にて取り扱った法令等を除く。)

1. 「**鉱産資源法(改正)**」  
(原文:矿产资源法(修订))  
(全人代常務委員会、2024年11月8日公布、2025年7月1日施行)
2. 「**文化財保護法(改正)**」  
(原文:文物保护法(修订))  
(全人代常務委員会、2024年11月8日公布、2025年3月1日施行)
3. 「**就学前教育法(改正)**」  
(原文:学前教育法(修订))  
(全人代常務委員会、2024年11月8日公布、2025年6月1日施行)
4. 「**各級人民代表大会常務委員会監督法(改正)**」  
(原文:各级人民代表大会常务委员会监督法(修订))  
(全人代常務委員会、2024年11月8日公布、同日施行)
5. 「**汚染物排出許可制の全面的実行に関する実施方案**」  
(原文:全面实行排污许可制实施方案)  
(生態環境部、2024年11月3日公布、同日施行)
6. 「**仲裁法(改正意見募集稿)**」  
(原文:仲裁法(修正征求意见稿))  
(全人代常務委員会、2024年11月8日公布、2024年12月8日まで意見募集)
7. 「**全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会代表法(改正意見募集稿)**」  
(原文:全国人民代表大会和地方各级人民代表大会代表法(修正征求意见稿))  
(全人代常務委員会、2024年11月8日公布、2024年12月8日まで意見募集)
8. 「**科学技術普及法(意見募集稿)**」  
(原文:科学技术普及法(征求意见稿))  
(全人代常務委員会、2024年11月8日公布、2024年12月8日まで意見募集)

9. 「海商法(改正意見募集稿)」  
(原文:海商法(修正征求意见稿))  
(全人代常務委員会、2024年11月8日公布、2024年12月8日まで意見募集)
10. 「全国年間祝日及び記念日休暇規則(改正)」  
(原文:全国年节及纪念日放假办法(修订))  
(国務院、2024年11月10日公布、2025年1月1日施行)
11. 「税関総署による一部規則の改正に関する決定(税関総署令第274号)」  
(原文:海关总署关于修改部分规章的决定(海关总署令第274号))  
(税関総署、2024年11月13日公布、2025年1月1日施行)
12. 「国外薬品上場許可保有者による国内責任者の指定に関する管理暫定規定」  
(原文:境外药品上市许可持有人指定境内责任人管理暂行规定)  
(国家薬品監督管理局、2024年11月13日公布、2025年7月1日施行)
13. 「対外貿易の安定的成長の促進に関する若干政策措置」  
(原文:关于促进外贸稳定增长的若干政策措施)  
(商務部、2024年11月19日公布、同日施行)
14. 「『クリーン・ネットワークプラットフォームアルゴリズム典型問題対策』特別行動の実施に関する通知」  
(原文:开展“清朗·网络平台算法典型问题治理”专项行动的通知)  
(中央ネットワーク安全及び情報化委員会弁公室秘書局等、2024年11月12日公布、同日施行)
15. 「全面デジタル化インボイスの普及応用に関する公告」  
(原文:关于推广应用全面数字化电子发票的公告)  
(国家税務総局、2024年11月12日公布、2024年12月01日施行)
16. 「国家データインフラ建設指針(意見募集稿)」  
(原文:国家数据基础设施建设指引(征求意见稿))  
(国家税務総局、2024年11月22日公布、2024年12月1日まで意見募集)
17. 「保険資産リスク分類暫定規則の印刷配布に関する通知」  
(原文:国家金融监督管理总局关于印发保险资产风险分类暂行办法的通知)  
(国家金融監督管理総局、2024年11月28日公布、2025年7月1日施行)
18. 「『入国物品の関税、増値税、消費税の徴収規則』の公布に関する公告」  
(原文:国务院关税税则委员会关于公布《进境物品关税、増値税、消費税征收办法》的公告)  
(国務院関税税則委員会、2024年11月29日公布、2024年12月1日施行)

**中国プラクティスグループ**

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、張雪駿、沈暘

**TOKYO**

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

[tokyo-sec@morihamada.com](mailto:tokyo-sec@morihamada.com)

**SHANGHAI**

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 22 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

[shanghai@morihamada.com](mailto:shanghai@morihamada.com)

**BEIJING**

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大廈 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

[beijing@morihamada.com](mailto:beijing@morihamada.com)